

別紙

答申（個）第53号

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人島根県立大学理事長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった個人情報の一部を非開示とした決定は、妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 令和3年11月4日に、審査請求人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。
- (2) 本件開示請求の内容は、「〇年〇月〇日以降に開催された、浜田キャンパス・ハラスメント防止委員会の議事要旨すべて」である。
- (3) この請求に対して実施機関は令和3年11月17日付けで開示決定等の期間延長を行った後、同年12月20日付けで、次のとおり決定を行った。

ア 開示請求に係る個人情報の内容

- ・令和〇年度 第〇回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会
議事要旨
- ・令和〇年度 第〇回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会
議事要旨
- ・令和〇年度 第〇回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会
議事要旨
- ・令和〇年度 第〇回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会
議事要旨
- ・令和〇年度 第〇回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会
議事要旨

イ 決定内容

部分開示決定（以下「本件決定」という。）

ウ 開示しない部分

開示請求者以外の個人名（肩書含む）、日付、審議内容

エ 開示しない理由

島根県個人情報保護条例第13条第3号及び第7号に該当

当該部分には、開示請求者以外の個人である関係者等の心情や主張が具体的に記載されており、開示することにより、申立者や関係者等の開示請求者以外の特定の個人が識別され得る、若しくは識別することはできないが、開示することによりなお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。

また、当該情報は、職員個人からの相談に伴う事務に関する情報であって、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の相談事務において、関係者等が調査内容を開示されることをおそれ、開示に支障のない範囲での調査に留まり、適正な事実関係の把握が困難となるなど、事務の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるため。

- (4) 審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年3月17日付けで実施機関に審査請

求を行った。

- (5) 実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、令和4年11月2日付けで当審査会に諮問書を提出した。
- (6) 実施機関は、令和7年6月25日付けで非開示とした部分の一部開示及び開示しない理由に誤りがあったとして、別表の部分について部分公開変更決定（以下「変更決定」という。）を行った。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

個人情報部分開示決定処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述による主張の要旨は次のとおりである。

ア 調査員の氏名が非開示とされている点について

実施機関側は、県条例第13条第3号及び第7号に該当し、非開示とすることは適法だと主張する。しかしながら、調査員の職務は、島根県立大学キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程（以下、「ハラスメント防止規程」）第12条に基づく地方独立行政法人職員の公務として遂行されるものであり、「職務遂行に係る情報」のうち、「当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報」（県条例第13条第3号ア）として、実施機関は開示義務を負うものである。

実施機関は、非開示とする理由として①「開示請求者以外の個人である関係者等の心情や主張が具体的に記載されている」ことから、「開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがある」こと。また、②「相談に伴う事務」に関する情報であり、「関係者等が調査内容を開示されることをおそれ、開示に支障の無い範囲での調査に留まり、事務の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれ」があることを挙げる。

しかしながら、「心情や主張」をおこなうのは申立人、相手方であって、調査員ではない。したがって①は理由にならない。また、②について調査内容の開示をおそれるのは相談者であって、調査員ではない筈であるから、これも全く理由にはならない。

手続法的にみても、実施機関には「処分の根拠法条および処分の基礎となった事実関係（処分原因）を具体的に示されなければなら」ず、また、「これらと処分を結びつける理由（狭義の理由）も示」すことが求められている（芝池義一『行政法総論講義〔第4版補訂版〕』（有斐閣、2010年）312-313頁参照）にも関わらず、実施機関がこれらの義務を果たしていないことは明白である。

イ 令和○年度第○回議事要旨に関し、相手方の氏名、日付、結論や理由付け等の審議内容が記載されている箇所が非開示とされている点

(ア) 相手方の氏名、日付が非開示とされている点

令和○年度第○回の議事要旨に関し相手方の氏名が非開示とされているが、私の相手方となった人物が○○○○と○○○であることは既にハラスメント手続のなかで明らかにされているし、公正な聴聞を受ける権利の観点から相手方の氏名は審査請求人に開示されるべきものであるから、県条例第13条第3号アが定める「法令等の規程により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するため、実施機関は開示義務を負う。非開示決定は違法な処分である。日付が非開示とされているのは根拠す

ら不明である。

また、この論点に関しても、実施機関は、非開示とすることにより、いかなる不利益が生じるのかについて理由を述べておらず、処分の起訴となった事実関係、ならびに処分を結び付ける理由の付記義務に違背していることは明らかである。

- (イ) 結論や理由付け等の審議内容が記載されている箇所が非開示とされている点

非開示とされている箇所には、相手方の主張、ハラスメント防止委員会の結論や理由付けが記載されているものと思慮されるが、公正な聴聞を受ける権利（適正手続）は、「聴聞権者の主張と立証を経ずしては、事実認定や法律運用の適切を期しがたいとみられるべき事項につき、行政庁や対立する利害人の主張と証拠が個別・具体的に提示されなければならない」ことを要請するのであり、かかる観点からして、相手方の主張、ハラスメント防止委員会の認定した結論・理由付については、県条例が開示情報として定める「法令等の規程により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（第13条第3号ア）に該当することは明白である。

また、実施機関は、県条例第13条第7号-実施機関は根拠法条を明示していないが-アに定められている「相談」に関する事務に該当すると主張する。しかしながら、ハラスメント防止規程は、単なる「相談」事務と、相手方の制裁を求める-すなわち、相手方に公正な聴聞を受ける権利が発生する-「苦情申立」手続を明瞭に峻別しており（ハラスメント防止規程第5条1項参照）、県条例第13条第7号に該当するとする実施機関の主張は失当である。

また、この論点に関しても、実施機関は根拠法条を明確に示してい(原文ママ)「特定の個人の権利利益を害するおそれ」が具体的にどのようなものなのかを示しておらず、理由付記の違法は明らかである。

- ウ 処分庁の主張が不当であることの理由について

- (ア) 調査員の氏名が非開示とされている点について-弁明手続段階の理由の追完が許されないこと

今回、処分庁は、「第〇回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会議事要旨（令和〇年度）」「第〇回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会議事要旨（令和〇年度）」の非開示箇所（調査員の情報）の理由付けに関し、島根県個人情報保護条例（以下、「県条例」と表記）第13条第7号ア」に該当し、非開示とした旨主張する。

この点、処分庁は本件処分に関し処分段階において、処分の基礎となった事実関係（処分原因）を示さないばかりか、処分の根拠法条すら抽象的にしか示してきてこなかった。

これは理由付記の違法として取消原因となることは審査請求人が既に指摘してきた通りである（2022年3月17日「審査請求書」添付の「別紙」1頁参照）。

この批判を受けてか、処分庁は弁明書において、調査員情報を開示することで「調査員を引き受ける者がいなくなるなど、今後の防止委員会の事務事業の公正または円滑な実施を困難にする恐れがある」ことから県条例「第7号アに該当し、非開示とした」旨主張し、理由を追完しようとしている。

しかしながら、このような企ては、事前手続における理由付記の意義を失わ

せることに変わりはなく、弁明書において理由を追完しても、瑕疵の治癒は認められない（最判昭和 47・12・5 民集 26 巻 10 号 1795 頁）。審査庁の行為である弁明手続段階において、理由を追完して瑕疵を治癒せんとする企ては許されないことは最高裁判例の趣旨に照らして明らかである。

- (イ) 令和○年度第○回議事要旨に関し、相手方の氏名、日付、結論や理由付け等の審議内容が記載されている箇所が非開示とされている点

令和○年度浜田キャンパス・ハラスメント防止委員会第○回議事要旨に関し、処分庁は「審査請求人が審査請求の理由に記載している相手方以外の個人名に関する情報が含まれ」いること(原文ママ)から県条例第 13 条第 3 号に該当する旨主張する。まったく理解できない主張である。

この第○回の議題は、審査請求人(○○○)が関係する事案 3 件が議題となっている筈であり、当該関係者の氏名は、○○○○、○○○の 2 名で、これはハラスメント手続のなかで既に明らかにされているし、公正な聴聞を受ける権利の観点から、相手方の氏名は「審査請求に(原文ママ)」開示されるべきものである。

また、仮に、○○、○○以外の人物名が記載されていたとしても、それは審査請求人が申立人もしくは相手方となったハラスメント事案に関連して記載されているものであるから、公正な聴聞の受ける権利の保障がおよび、県条例第 13 条第 3 号アが定める「法令等の規程により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する。

この論点については、審査請求人は既に審査請求段階で主張しており、これに処分庁は応答義務があるにもかかわらず、弁明書では何ら触れる所がない。

- (ウ) 委員会での個別の判断が県条例第 13 条第 7 号アに該当するとの主張が失当であること

処分庁は、ハラスメント防止委員会の審議内容に関する情報が含まれており、委員会での個別の判断を開示することにより、防止委員会の事務事業の公正または円滑な実施を困難にする恐れがある」と主張する。

防止委員会事務が県条例第 13 条第 7 号アに該当する旨の主張は処分庁による処分段階で示されておらず、このような理由追完が許されないことは上記ウ(ア)で指摘したとおりである。

実体的にみても、県条例第 13 条第 7 号アが掲げる「評価」「診断」「判断」「選考」「指導」「相談」のどれに該当するのかを主張しておらず、根拠法条の提示義務を尽くした内容とはなっていない。

そもそも、ハラスメント行為に制裁を予定しているハラスメント委員会の事務には、公正な聴聞を受ける権利の要請が妥当するのであり、処分庁側には自らの結論、それに至った理由付けを申立人・相手方双方に伝える法的義務が存する。結論と理由付けに至った経緯が記されているハラスメント防止委員会の審議内容は、県条例第 13 条第 3 号アが定める「法令等の規程により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」として開示される必要があるというべきである。

- エ 審査請求から弁明書の送付までに 6 ヶ月以上を要している件について

審査請求人は 2022 年 3 月 17 日に本件不服審査請求をおこなったが、処分庁・審査庁による弁明書の提出・送付は 2022 年 9 月 22 日付であり実に 6 ヶ月以上を要している。

この点、処分庁は申請に対して「相当の期間」内に処分をおこなう法的義務を負っている(行政不服審査法第3条参照)。そして、この「相当の期間」とは、当該申請に基づく処分をするのに通常必要とされる期間とされている。

また、弁明書の標準処理期間は28日程度が一般的であることや、審査請求人に対して設定した反論書の提出期限が1ヶ月余りであったこととの均衡を考慮すると、行政庁・審査庁側の対応に違法もしくは不当と評価しうる不作為があったのではないかと疑念を拭うことができない。この点についても、処分庁・審査庁には猛省を求めたい。

4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張は次のとおりである。

当該処分は、本件個人情報開示請求の対象となった「第○回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会 議事要旨(令和○年度)」、「第○回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会 議事要旨(令和○年度)」、「第○回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会 議事要旨(令和○年度)」及び「第○回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会 議事要旨(令和○年度)」のうち、「第○回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会 議事要旨(令和○年度)」、「第○回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会 議事要旨(令和○年度)」及び「第○回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会 議事要旨(令和○年度)」に関する内容が記載された部分を非開示としたものである。

「第○回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会 議事要旨(令和○年度)」及び「第○回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会 議事要旨(令和○年度)」の記載内容には、苦情相談に関する調査員の情報が含まれており、開示することにより、調査員を引き受ける者がいなくなるなど、今後の防止委員会の事務事業の公正又は円滑な実施を困難にする恐れがあると認められることから、島根県個人情報保護条例第13条第7号アに該当し、非開示としたものである。

「第○回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会 議事要旨(令和○年度)」の記載内容には、審査請求人が審査請求の理由に記載している相手方以外の個人名に関する情報が含まれており、個人名(肩書含む)及び日付を開示することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別される恐れがあると認められることから、島根県個人情報保護条例第13条第3号に該当し、非開示としたものである。

また、審議内容に関する情報が含まれており、委員会での個別の判断を開示することにより、今後の防止委員会の事務事業の公正又は円滑な実施を困難にする恐れがあると認められることから、島根県個人情報保護条例第13条第7号アに該当し、非開示としたものである。

よって、令和3年12月20日付の部分開示の決定に違法及び不当な点はなく、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

5 審査会の判断

(1) 本件対象個人情報及び審査の対象について

ア 本件対象個人情報について

浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会(以下「委員会」という。)

は、ハラスメント防止規程に基づき設置される組織であり、ハラスメント防止規程第7条第3号により、キャンパス・ハラスメントに起因する問題が発生した場合の事実関係の調査、措置及び環境改善に関する事項を審議することとされている。

また、キャンパス・ハラスメントに関する苦情相談を受ける職員から委員会に報告があった場合に、委員会は、さらに調査が必要と認めるときは、学長が任命する調査員により、事実関係の調査を行わなければならない（ハラスメント防止規程第12条第1項）、経過及び調査結果を学長及び関係部局長に報告しなければならない（同第13条）とされている。

本件開示請求にかかる個人情報、委員会の審議のうち、審査請求人に関わる内容を対象とした審議の議事要旨である。

イ 審査の対象について

本件開示請求の内容は、「令和○年○月○日以降に開催された浜田キャンパスキャンパス・ハラスメント防止委員会の議事要旨全て」であり、この請求に対して実施機関は上記2(3)のとおり、開示請求にかかる個人情報として5件の公文書を特定し、部分開示決定を行っている。

審査請求人は、審査請求においては、対象となる公文書のうち、「第○回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会 議事要旨（令和○年度）」、「第○回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会 議事要旨（令和○年度）」及び「第○回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会 議事要旨（令和○年度）」についてのみ審査請求の理由を述べているが、意見陳述において、本件決定にかかるすべての公文書について、非開示部分の開示を求めて審査請求を行っているとは主張している。

実施機関は、令和7年6月25日付けで非開示とした部分の一部開示及び開示しない理由に誤りがあったとして、別表の部分について変更決定を行った。

なお、本件諮問は、原決定及びそれに対する審査請求に係るものであり、変更決定により原決定が取り消されるが、非開示とされた部分を限度として当初決定の取り消しを求める利益は失われまいと解すべきである。

したがって、本件審査請求は、原決定及び変更決定の双方を通じて非開示とされた部分についてのみ、その効力を維持し、変更決定後の非開示部分を審査対象として、条例に規定する非公開情報に該当するか否かを判断することとする。

(2) 実施機関の処分の妥当性について

実施機関は、非開示とした部分を条例第13条第3号及び第7号に該当すると主張しており、当審査会は当該情報を見分した上で、非開示情報該当性について判断することとする。

(3) 条例第13条第7号について

本号は、県等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるものについては、非開示とすることを定めたものである。

「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業の実施に直接関わる情報だけでなく、これらの実施に影響を与える間接的な情報も含むものとされ、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求される。

同号本文では、「次に掲げるおそれ」の例示として、同号アに、「評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であって、当該事務若しくは将来の同種の

事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ」と規定している。

(4) 条例第13条第7号該当性について

ア 当審査会において当該議事要旨の非開示部分を見分したところ、調査員に関する情報及び調査の具体的な手法・内容、相談及び委員会の審議内容に関する情報が記載されている。

以下、個別の非開示部分について該当性を検討する。

イ 調査員に関する情報及び調査の具体的な手法・内容

(ア) 調査員に関する情報について

実施機関によると非開示としている部分は、いずれも防止規程第12条第1項で学長により任命された調査員の情報である。

実施機関は非開示の理由として、開示することにより、調査員を引き受ける者がいなくなるなど、今後の防止委員会の事務事業の公正又は円滑な実施を困難にするおそれがあると認められると説明している。

当該非開示情報を開示することで、防止委員会の事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれとなるかについて上記実施機関の説明だけでは判断が困難なため、実施機関にさらなる具体的な説明を求めたところ、次のような説明であった。

防止規程第12条に定める調査員による調査は、本学では通常、ハラスメント行為者として訴えられた者に対して行う。

ハラスメントの調査員はあらかじめ指名されているものではなく、その都度、学長が指名した教職員が調査を実施することとなっている。

調査員にとってもこの調査は、精神的・肉体的に相当な負担となる。調査員の依頼に際しては、調査対象者以外に「調査員が誰であるかを特定されることはない」との前提で調査を依頼し、引き受けてもらっている。今回の調査員も、調査対象者以外に自分が調査員であった情報が明らかになる可能性をあらかじめ承知して引き受けていない。

そのため、結果的に調査員が特定されることとなれば、今後のハラスメント調査において、調査員を引き受ける者がいなくなる、又は公開されることを承知した特定の者で調査することとなり、調査対象者から調査に対して偏見や先入観を指摘され、調査員も調査対象者以外からの圧力や干渉を受けることをおそれ、調査の独立性が損なわれ、公正な調査が困難となる可能性がある。

以上のことから、調査員は調査対象者以外に自分が調査員であった情報を他に伝えられることはないという前提で調査員を引き受けたものと考えられ、非開示とした部分が開示されると、今後のハラスメント調査の円滑な業務遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、条例第13条第7号に該当するという実施機関の主張は不合理とはいえない。

(イ) 調査の具体的な手法・内容について

実施機関が非開示としている部分は、委員会における調査の具体的な手法・内容に関する情報である。

委員会の調査手法について明らかになると、今後も同様の調査の手法がとられる可能性があるという誤解を与え、適切な委員会の運営業務が困難となり、事務の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められることから、条例第

13条第7号に該当するものと判断する。

ウ 相談及び委員会の審議内容に関する情報

(ア) 相談に関する情報について

条例第13条第7号で非開示としている部分は、職員個人からの相談に伴う事務に関する情報である。

実施機関は非開示の理由として、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の相談事務において、関係者等が相談内容を開示されることをおそれ、開示に支障のない範囲での調査に留まり、適正な事実関係の把握が困難となるなど、事務の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると説明している。

当該非開示情報を開示することで、上記のとおり相談事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれとなるかについて上記実施機関の説明だけでは判断が困難なため、実施機関に追加の具体的な説明を求めたところ、次のような説明であった。

非開示部分については、相談者からの苦情相談に関する部分であり、開示することで審査請求人に苦情相談の詳細が明らかとなり、このことは相談者にとって耐えられない行為である。また、「相談内容の秘密を厳守する」との約束を反故にされたことで、ハラスメント相談業務への不信感につながり、適正な業務遂行の支障となるおそれがある。

以上のことから、相談者からの相談内容が開示されたとなれば、今後相談者が具体的かつ詳細な相談を寄せることを躊躇し、相談業務の事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、条例第13条第7号に該当するという実施機関の主張は不合理とはいえない。

(イ) 委員会の審議内容に関する情報について

実施機関が非開示としている部分は、委員会における審議の過程に関する情報である。

委員会の審議過程について明らかになると、充て職ではあるが委員就任への足かせや今後の委員会での自由闊達な議論に支障をきたし、今後の委員会の適切な運営業務が困難となり、事務の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるため、条例第13条第7号アに該当するという実施機関の主張は不合理とはいえない。

エ 以上のことから、本件個人情報情報は条例第13条第7号アに該当し、一部を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 本件非開示部分は同条第7号に該当することから、同条第3号の該当性の判断は行わない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 審査会委員の除斥について

当審査会の籠橋有紀子委員は、島根県個人情報保護審査会規則第2条第5項及び島根県個人情報保護審査会運営要領第8条第1項第3号の規定により、審査会の決議において、本件諮問案件については審議に加わらないこととした。

(8) 以上から冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

本件決定及び実施機関の説明は、非開示とする根拠の適用条項やその解釈と実態との

整合性が取れていないと見受けられるものがあつた。

今後、実施機関には、開示決定等に当たっては、すでに開示した内容や理由を十分精査し、条例を適正に解釈した上で決定するよう望みたい。

別表

公文書名	非開示から開示に変更とされた部分
①「第○回浜田キャンパス キャンパス・ハラスメント防止委員会 議事要旨（令和○年度）」	11行目 1 文字目から11文字目まで 15行目 1 文字目から12文字目まで 15行目17文字目から25文字目まで 19行目 1 文字目から11文字目まで 21行目 1 文字目から12文字目まで

（諮問第54号に関する審査会の処理経過）

年 月 日	内 容
令和 4 年 1 1 月 2 日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
令和 6 年 8 月 8 日 （審査会第1回目）	審議（第1部会）
令和 6 年 9 月 1 2 日 （審査会第2回目）	審議（第1部会）
令和 6 年 1 0 月 2 4 日 （審査会第3回目）	審議（第1部会）
令和 6 年 1 2 月 3 日 （審査会第4回目）	審議（第1部会）
令和 6 年 1 2 月 1 9 日 （審査会第5回目）	審議（第1部会）
令和 7 年 1 月 3 0 日 （審査会第6回目）	審査請求人の意見陳述、審議
令和 7 年 2 月 2 7 日 （審査会第7回目）	審議（第1部会）
令和 7 年 3 月 2 7 日 （審査会第8回目）	審議（第1部会）
令和 7 年 4 月 2 4 日 （審査会第9回目）	審議（第1部会）
令和 7 年 6 月 5 日 （審査会第10回目）	審議（第1部会）
令和 7 年 6 月 2 5 日	実施機関の部分公開変更決定
令和 7 年 7 月 3 日 （審査会第11回目）	審議（第1部会）
令和 7 年 8 月 1 8 日 （審査会第12回目）	審議
令和 7 年 9 月 1 2 日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)
 島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿
 (令和4年度までは島根県個人情報保護審査会)

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
松尾 澄美	行政書士	第1部会
籠橋 有紀子	公立大学法人島根県立大学看護栄養学部教授	第2部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会

※本件諮問案件については、籠橋 有紀子委員は審議に参加していない。